

A

①(仮称)小浜市クリンセンターの造成につきましましては、本年三月十日に建設用地造成工事、取付け道路改築工事、排水路改修工事を、三月十七日に建設用地造成の内、主に構造物の工事をその二工事として発注しており、その進捗状況につきましましては、建設用地造成工事の土工事は約五十パーセント、取り付け道路改築工事は約六十パーセント、排水路改修工事が約四十パーセントとなっております。また、その二工事につきましましては、これらの着工となります。これらの工事につきましましては、十二月中を完了目標としております。

②プラント工事の今後のスケジュールにつきましては、本年度は主に送風機類や空気余熱機などの機械類について工場内の製作を予定しております。さらに、平成十年度からは、機械類の製作と併せて、本格的に本体施設(建物)の建設に入り、このまま工事が順調に進みますと、平成十一年度末に竣工出来る見込みであり、平成十二年春から運転を開始したいと考えております。

③本施設については、専門家であるコンサルタントに施工管理を委託するとともに、庁内では機械や建築の専門職員による管理チームをつくり緊密な連携のもと、実施設計書に基づく施工について厳しく指導しチェックいたします。

④クリンセンター取付道路周辺の県道の整備については、クリンセンター取付け道路と県道中井青井線との交差点は交通安全確保のため、拡幅改良を予定しております。

また、西街道路線の計画もあり、今後関係機関と充分協議をしながら工事を進めたいと考えております。

勤務体制

Q 職員の勤務について、現在水曜日をノー残業デーとして取り組んでおられるが、どのような趣旨で取り組まれているのか。また、水曜日が必ずしもノー残業デーとなっていないように思うが、実態はどうなっているのか。

今年度四月から八月までの残業時間については、妥当な時間と考えているのか。残業の指示はどうなっているのか。

さらに、休日出勤について、指示はどのように行っているのか。職員の負担となっていないか。これらについてお尋ねします。

A

本市におきましては、水曜日をノー残業デーとして実施しております。ノー残業デーは、職員が定時に退庁することにより、健康保持と疲労回復、労働時間の短縮並びに庁用経費(光熱水費等)の節減を図ることを目的に平成五年七月から実施しております。しかし、緊急を要する仕事等については、通常の超過勤務と同様に取扱いしております。今後につきましても、出来る限り定時に退庁出来るよう努めてまいります。

また、休日出勤につきましては、平成六年に「職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の施行に伴い、本市においても条例の改正を行なうとともに、超過勤務についての検討委員会を設置し、その検討結果により職員の超過勤務取扱要項を作成しております。休日出勤につきましては、健康面からも代休日を指定し、代休を取るようになっております。しかし、今後も多様化する住民のニーズに 대응していくため、

週休日の事業などが多くなると考えられますが、職員の健康管理の推進を図るためにも、振替で休みが取れるよう推進してまいります。

観光対策

Q 本年一月のナホトカ号の重油流出事故による風評被害により、本市の民宿や観光業者などキャンセルが相次ぎ、かなりの被害があったときいている。また、九月に入っても週末の台風や雨などの影響により、福井県の海水浴客が六十五万人も減少しているという新聞報道があった。

これらを踏まえ、市として今日の観光業者・民宿等の実情をどのように認識し、今後の観光対策を考えられているのかお尋ねします。

A

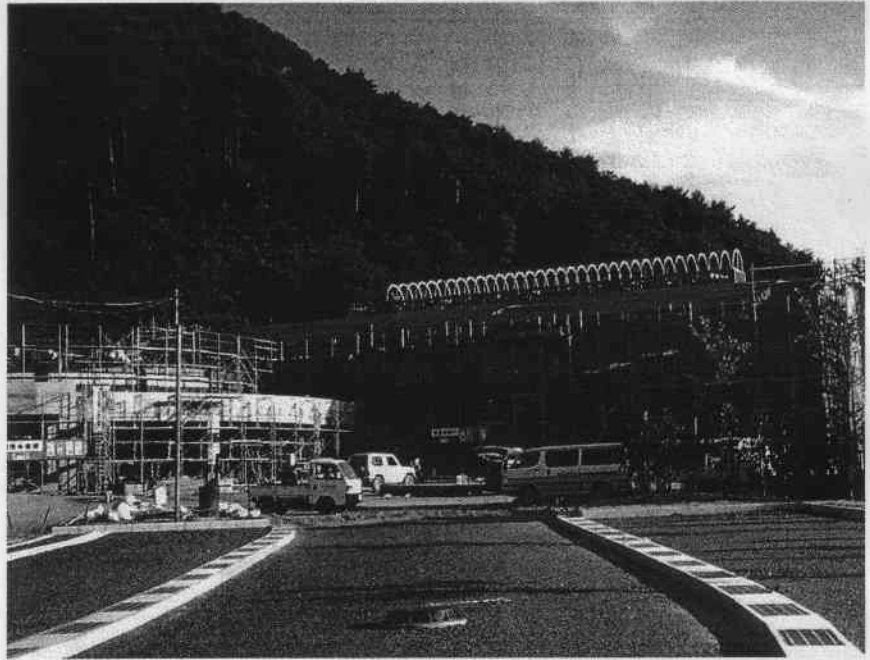
今夏の観光客の大幅な落ち込みにつきまして、重油流出事故による風評被害とともに、近年の旅行形態の変化に伴う海外旅行の増加、週末における不順な天候、更には全国的な観光地の分散化等様々な要素が加わったものと考えております。また、

阪神大震災や〇一五七、重油流出事故と三年連続重大な事件・事故が続いたことも影響しております。

海水浴客の減少に伴い、民宿経営に大きな影響を与えておりますが、風評被害による売上げ減少については、無利子融資を行なっており、六月末までに全体で三十五件の方に利用していただいております。

今後の観光対策につきましては、近年の旅行ニーズの多様化により従来の物見遊山から、体験やふれあい等観光客自ら参画することが求められており、本市の豊富な観光資源をいかに活用するか、現在関係機関による新たな観光ルートの開発に取り組んでおります。

また、若狭湾観光連盟において、広域観光の取組み強化として、各市町村で若狭全体のイメージアップを図るべく、意志統一をし、出向宣伝や観光パンフ、イベント等の実施についても関係機関とともに連携した取組みをしております。



温水プール（建設中）

温水プール

Q 若狭総合公園に建設中の温水プールの利用について、次の三点についてお尋ねする。

- ①完成時期（周辺整備も含む）はいつか
- ②管理運営について、どのような方針、計画を持っているか
- ③人員の配置について、具体的な計画があるのか

A

①若狭総合公園・温水プール建設につきましては、平成六年度に基本計画の見直しがされ、平成七年度から着工しております。二十五メートル、六コースの一般プール、三十平方メートル、水深六十センチメートルの幼児プール、ジャグジープール、その他更衣室、シャワー室、トイレ、会議室などを備えたドーム型屋根、鉄筋コンクリート構造の、延べ面積二千二

百七十一平方メートルの施設であり、現在ドーム鉄骨を合わせた主構造が出来上がっており、今年中にはプール建物が完成し、九年度末までに外構工事も完成の予定であります。

②管理運営につきましては、県との維持管理に関する覚書に基づき、小浜市が管理運営することとなります。また、公園内のプールであることと、体育施設あるいは保健更生施設としての役割も大きく、多様性に配慮した体制で取り組む必要があります。現在関係各課により検討を重ねており、幅広く地域住民に親しまれる施設としての体制づくりを行います。

③人員体制につきましては、現在検討中ですが、温水プール特有の専門的業務や事故防止のための監視員の配置を考えますと、屋内清掃要員や機械類の保守点検業務、警備等の業務を別にしましても、常時五名ないし七名の人員配置が必要と考えられます。これらにつきましては、公共施設管理公社による委託なども検討し、安心して気軽に利用出来る体制作りに努めてまいります。

意見書

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

本定例会において、次の五つの意見書を可決し、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

よって、政府におかれては、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

（提出先）

- 内閣総理大臣
- 大蔵大臣
- 文部大臣
- 自治大臣
- 内閣官房長官

第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と積極的な推進を求める意見書

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。しかし、政府は一九八五年度以降、教材費、旅費、恩給費および共済費の一般財源化等を行うなど、国庫負担の縮減を行っており、一九九八年度予算編成においても、学校事務職員と学校栄養職員の給与等が国庫負担の対象から除外されることが懸念されている。

これら職員の配置は学校運営に不可欠なものであり、この制度の改定は、厳しい地方財政をさらに圧迫し、義務教育の円滑な推進と教育水準の維持向上に多大な影響を及ぼすものである。

命・財産を守り、国土を保全して安全で豊かなるおいのある地域づくりをするため、最も優先的に実施すべき根幹的の事業であり、緊急かつ計画的に整備を図ることが必要である。

本市においても、急傾斜地崩壊防止施設の整備を図っているものの、集中豪雨により発生する恐れが高いがけ崩れに対する対応は、いまだ十分とは言えない状況にあり、その対策が急がれているところである。

よって、政府におかれては、平成十年度を初年度とする【第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画】を策定し、大幅な投資規模を確保し、安全で快適な地域社会の基盤の形成に向けて計画的な急傾斜地崩壊防止施設の整備、良好な生活環境の形成など、急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進されるよう強く要望する。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

〈提出先〉

- 内閣総理大臣
- 建設大臣
- 大蔵大臣
- 自治大臣
- 内閣官房長官
- 国土庁長官
- 経済企画庁長官

道路特定財源の確保に

関する意見書

道路は最も基本的な社会基盤であり、二十一世紀に向け、国土の均衡ある発展を図るとともに、活力ある地域づくりや豊かなくらしづくり、安全で快適な環境づくりを支援するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を一層促進することが是非とも必要である。

しかるに、我が国の道路の現状は、特に地方において未だ十分ではなく、本県においても、近畿自動車道敦賀線や中部縦貫自動車道をはじめとする高規格幹線道路から市町村道に至るまでの、道路整備に対する要望は極めて強いものがある。

特に、本市においては、『快適で住みよい社会基盤の形成をめざして』をテーマに街づくりを推進しており、その目的達成のため、国道二十七号をはじめとする道路網の整備が、必要不可欠である。よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 一、揮発油税、地方道路税、自動車重量税、軽油取引税、自動車取得税等の現在の暫定税率の適用期限を五年間延長することにより、国及び地方の道路特定財源を確保し、その全額を道路整備に充当すること。
- 二、平成十年度を初年度とする新たな道路整備計画の策定にあたっては、投資規模を拡大するとともに、平成十年度予算において所要の予算額の確保を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

〈提出先〉

- 内閣総理大臣
- 大蔵大臣
- 建設大臣
- 自治大臣
- 内閣官房長官

公務員労働者の新賃金
早期決定を求める意見書

すべての勤労者は文化的生活が保障され、勤労、納税、教育などの平等の原則が貫かれ、そのもとで快適な生活設計が営まれなければならない。しかし、公務員労働者の賃金決定は、労働基本権が剥奪された代償措置としての人事院・人事委員会制度も、その法的背景や手続きの遅れにより、民間労働者に比べ賃金決定が非常に遅くなっている。また、公務員のみならず人事院勧告連動の賃金決定方式を持つ民間の教育・医療・福祉等の職場で働く者や、公団等自治体関連団体にも影響を及ぼし、内需拡大などの多

面的な相乗効果、公務員労働者の勤労意欲の向上と積極的な住民サービスなど、社会全体に与える影響は大なるものがある。

近代国家にあつて、民間と七ヶ月遅れの精算は極めて不自然であり、特に本年は政府の一部関係者から不完全実施の声も漏れ聞くに及び、法的不条理を解消すべく人事院の勧告の早期完全実施について、関係機関であらゆる努力を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

〈提出先〉

- 内閣総理大臣
- 大蔵大臣
- 自治大臣
- 内閣官房長官
- 総務庁長官

平成九年度農業再編、

食料・農業・農村に

関する意見書

本市の農業者は、消費者に喜ばれる良食味の生産に取り組んでいる。

しかし、市場原理・規制緩和のもと、平成七年十一月に施行された食糧法は、主要食糧の需給と価格の安定を図るとしたが、生産・販売面において大きな矛盾が露呈し、まじめに取り組む生産者の苦勞を無にするものとなっている。

加えて、政府は財政構造改革において、聖域をなくし抜本的な財政再建にあたるとして、農業関係予算の縮小を示唆している。

今後、こうした農業政策が押し進められれば、益々農業に魅力を感じる若者がいなくなり、現行の農家でさえ、農業を続ける意欲をなくしかねない状況にある。

また、政府は昭和三十六年に施行された農業基本法にかわる「新たな基本法」の制定に向けて検討に着手したが、これは農家の生産意欲を喚起するもの、さらには農業の果たす役割を踏まえたものでなければならぬ。

よって、本市の農家が安心して農業に勤しめるよう下記事項の実現について強く要請するものである。

記

一、食料・農業・農村に関する新たな基本法の制定に向けては、日本農業の持続的発展、食料供給の安全保障、地域社会の活性化を基本に据えたものとする。

二、農業関係予算の縮減が問題となっているが、米の市場開放後の国内対策、米の需要拡大対策の一環である学校給食用米の助成措置は継続することとし、米の需要拡大をはかる抜本的な方策を講じること。

三、生産者米価は、市場原理ではなく、農家の所得保障と生産喚起を基本とする仕組みを構築すること。

四、財政構造改革のもと、UR関連対策事業が二年間延伸されることになったが、本対策自体政府が農家に提示したものであることから、農家の心情と実情を踏まえ

た施策を展開すること。

五、現行の食糧法は、主要食糧の需給と価格の安定を図るとしたものであるが、生産調整、計画流通、備蓄・調整保管に多くの課題が噴出しており、まじめに取り組む農家が報われる米システムの確立を図ること。

六、ミニマムアクセス米は、現実として政府管理の在庫として急増しているが、先の閣議決定に基づき、国産米の需要と価格に影響を与えない処理方策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

〈提出先〉

- 内閣総理大臣
- 農林水産大臣
- 自治大臣
- 内閣官房長官
- 国土庁長官



広域営農団地農道整備事業
若狭西地区の早期実現に
関する決議

小浜市、大飯町、名田庄村、高浜町を含む若狭西部地域は、本県の最西端に位置し、そのうえ中山間地域であるなどの諸条件により、営農及び広域農道等流通体系の整備が遅れ、地域の農業拡大に大きな障害となっている。

このような実情を踏まえ、若狭西部地域の活力ある農業を実現するため、地域の連携による産地化や付加価値の高

い農産物の生産及び流通化など、地域の農業体系の再構築を内容とする二十一世紀を展望した広域営農団地整備計画を定めたいところである。

しかしながら、昨今、国における「財政構造改革の推進方策」に基づく閣議決定は、農業農村整備事業をはじめとした公共事業の削減など、農業者にとって非常に厳しい内容となっている。このことは、若狭地域の活性化を大きく阻害し、当地域の農業農村の衰退を招くものと憂慮している。

よって、「安定した食糧の確保」、「均衡ある地域の発展」を図る観点から、広域営農団地農道整備事業若狭西地区を早期に実現されるよう決議する。

平成九年九月十八日

小浜市議会

本会議を
傍聴しませんか?

傍聴席は約40席あります。また体の不自由な人のため、車いすでそのまま傍聴できる席もあります。

くわしいことは市議会事務局へ
TEL 53-1111 (内線511~3)

